通勤手当の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 千里高等学校 | 通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過剰に戻入したものが２件あった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 支給対象期間 | 既支給額 | 既戻入額 | 正規戻入額 | 追給すべき額 |
| Ａ | 令和３年10月から令和４年２月まで | 84,460円 | 15,640円 | 8,380円 | 7,260円 |
| Ｂ | 令和３年10月から同年12月まで | 61,290円 | 32,350円 | 28,720円 | 3,630円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【職員の給与に関する条例】（通勤手当）第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。２　通勤手当の額は、６箇月を超えない範囲内で、月の１日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。【職員の通勤手当に関する規則】（支給対象期間）第４条　条例第14条第２項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降６箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。（支給方法等）第18条　条例第14条第１項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）第20条　条例第14条第１項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】第４条関係１　人事委員会が定める日は、毎年度４月１日及び10月１日とする。第20条関係１　支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。(1)　１箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であった場合には、アからウの総額ア　定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額 |

 | 過剰に戻入した通勤手当については、速やかに追給を行った。過剰に戻入した原因は、担当者の認識不足による算出誤りである。本件を踏まえ、給与報告の入力後は、SSCで自動作成されるチェックリスト及び給与明細書を複数人で確認することとした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年５月31日）